

2013年市議会11月通常会議 意見書（案）

- [意見書（案）第29号](#) 集団的自衛権の行使に反対する意見書
- [意見書（案）第30号](#) 介護保険軽度認定者に十分な介護サービスを保障することを求める意見書
- [意見書（案）第31号](#) 国民健康保険における国庫負担の増額を求める意見書
- [意見書（案）第32号](#) TPP交渉に関する意見書
- [意見書（案）第33号](#) 土砂埋め立てを規制する条例制定を求める意見書
- [意見書（案）第34号](#) 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書
- [意見書（案）第35号](#) ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
- [意見書（案）第36号](#) 介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書
- [意見書（案）第37号](#) 企業減税等から確実な賃金引き上げを求める意見書
- [意見書（案）第38号](#) 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書
- [意見書（案）第39号](#) 土砂埋め立て処分の規制制度の創設を求める意見書
- [意見書（案）第40号](#) 雇用の安定と賃金引き上げの実現を求める意見書

集団的自衛権の行使に反対する意見書（案）

【共産党提案】

安倍首相の諮問機関である安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇）が審議を再開した。安倍首相は安保法制懇に「憲法制定以来の変化を重視し、新しい時代にふさわしい憲法解釈のあり方をさらに検討する基礎となること」を求めている。そして、これまでの政権が憲法上許されないとしてきた集団的自衛権の行使に向けて議論が行われる。

日本が攻撃されていなくてもアメリカなどの戦争に武力で協力する集団的自衛権は、日本を戦争への道に引き込むものである。安保法制懇の報告をもとに憲法解釈の変更で集団的自衛権の行使を認めようというのは、まさに立憲主義を踏みにじるものであり、重大な変更にもかかわらず、解釈を変えるだけで実行できるようにしようというのは極めて乱暴である。

国連憲章にある集団的自衛権の規定は、国連の統制を受けずに軍事行動ができるようアメリカなどが持ち込んだものであり、アメリカのベトナム戦争、ソ連のアフガニスタン戦争などが集団的自衛権を口実として行われた。他国への軍事介入の論拠に使われてきた規定を持ち出して、憲法違反の武力行使を正当化するのは、大きな間違いと言わなければならない。

日本国憲法は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないよう」と述べるとともに、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」「安全と生存を保持しよう」と決意した」としている。世界でも今、戦争ではなく平和的・外交的努力で問題を解決することが流れとなっている。東南アジア諸国連合（ASEAN）では年間 1,000 回を超える会談・協議が積み重ねられるなど、互恵と紛争の平和的な解決の枠組みづくりが大きく前進してきており、軍備増強や軍事同盟強化で平和が実現しないことは今や世界の常識である。憲法を生かしてアジアと世界の平和に貢献する道をこそ、日本は進むべきである。

世論調査でも集団的自衛権行使に反対の声が賛成を上回り、歴代の内閣法制局長官もこれに反対する声を上げている。

よって、国及び政府においては、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使をしないよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

介護保険軽度認定者に十分な介護サービスを保障することを求める意見書（案）

【共産党提案】

厚生労働省は 11 月 27 日の社会保障審議会介護保険部会で、介護保険制度の見直し案を示した。これは、要支援 1、2 の比較的軽度の認定者を介護保険給付の対象から外し、サービスの実施を市町村に委ねるとする社会保障制度改革国民会議の取りまとめが、多くの世論の批判を受けたことによるものである。しかし、この見直し案では、現在 150 万人が利用する要支援者向けサービスの 6 割を占める訪問・通所介護について、市町村事業に移行するものとなっている。

事業費に上限を設けて利用を抑制し、NPO やボランティアを活用するというこの案は、市町村の状況の違いによるサービスの地域間格差や後退を生じさせ、公的な保険制度による必要なサービスを保障できなくなり、高齢者の生存権を脅かすおそれがある。また、重度化を防ぎ元気に一生を全うするという介護保険の原理にも反するものでもある。

よって、国及び政府においては、要支援 1、2 の認定者に対するサービスを介護保険給付の対象から分離することなく、必要な介護を利用者が受けることのできるよう介護保険制度の維持及び充実を図ることを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

国民健康保険における国庫負担の増額を求める意見書（案）

【共産党提案】

国民健康保険は、国民皆保険の基礎をなすものであるが、制度設計された当時と比べ加入者層が大きく変わり、無職者、年金生活者などの低所得者の占める割合が増加している。しかし、加入者の所得は低下しているにもかかわらず年々保険料は上がり、支払いが困難となっている世帯が増えており、国保加入世帯の所得に占める保険料の負担割合は2011年度全国平均で10.1%と、過去最高を更新（厚生労働省「国民健康保険実態調査報告」）している。

国民健康保険の主な財源は、国、都道府県及び保険者の負担金等並びに被保険者の支払う保険料である。被用者保険の事業主負担に相当するものがないため、国庫負担が定められているが、この国庫負担率を引き下げたことが医療給付費の増加とともに保険料が高くなった大きな要因である。

1984年の国民健康保険法改正で国庫負担率（国保会計全体に占める国庫負担の割合）が49.8%に引き下げられて以降、市町村国保の事務費負担金の国庫補助が一般財源化されるなど削減が続き、2010年には25.6%と半減している。このため多くの市町村は、自治体独自の減免などに一般会計からの法定外繰り入れを行っているが、保険財政は恒常的に厳しい状況となっている。

よって、国及び政府においては、国庫負担の引き下げが保険料を押し上げる結果となっていることを踏まえ、国民健康保険制度を真に社会保障として存続させ、加入者が安心して必要な医療を受けられるようにするため、国庫負担を増額するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

TPP交渉に関する意見書（案）

【共産党提案】

TPP交渉は、食の安全・安心、医療、保険など国民生活に直結し、ISD条項など国家の主権を揺るがしかねない重大な問題を含んでいる。交渉参加には「国民への丁寧な情報提供」が約束であったにもかかわらず、交渉における情報開示の内容は全く不十分であり、多くの国民の不安や懸念が払拭されることのないまま、交渉を主導する米国により、TPP交渉は年内妥結を目指し加速化している。

日本はTPP交渉において、他の参加国から関税全廃（自由化率100%）を迫られている。関税を撤廃しない聖域としてきた農産物重要5項目を例外としても自由化率は93.5%にとどまることから、政府は重要5項目の中で関税撤廃する品目の検討作業に着手している。これは「聖域が確保できないと判断した場合は脱退も辞さないものとする」とした衆参両院の農水委員会の決議や「守るべきものは守る」という首相の公約に明らかに反するものである。

関税全廃が行われれば、我が国の農業は壊滅的な影響を受け、国民生活や日本経済に取り返しのつかない不利益をもたらすことになる。

よって、国及び政府においては、TPP交渉において、下記事項に取り組むよう強く要望する。

記

1. 十分な情報提供をせず、国民の不安や懸念を払拭しないまま、年内の交渉妥結は行わないこと。
2. 農産物重要5品目などの聖域が確保できないと判断した場合には、即刻交渉から脱退すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

土砂埋め立てを規制する条例制定を求める意見書（案）

【共産党提案】

近年、一般廃棄物や汚染土壌、産業廃棄物に対する法規制の強化に伴って、規制逃れのために、汚染土壌や産業廃棄物を混ぜたものを残土と称して、違法に埋め立て処分するケースが全国的に増えている。

本来、残土は埋め立てや盛土等の用途に使える「資材＝良質なもの」であって廃棄物ではないという考えから、土砂の埋め立てを規制する法律そのものがない。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律だけでは、埋め立て行為に対して不法投棄を未然にチェックする仕組みが不十分なことから、各自治体で独自の条例を制定するケースが増えている。

大津市では平成 22 年 10 月に大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を制定し、汚染土壌や土砂崩落・流出等による災害の防止に努めてきたが、さらなる規制強化を検討しているところである。

他府県では、市町は 500 m²以上 3,000 m²未満を規制し、これを超えるものを府県が規制する形で連携をとっていることが多い。

滋賀県は京都や大阪等の大都市に隣接し、琵琶湖の周辺に山間部が多く存在するため、大津市北部などでは違法な埋め立てが増えてきている。里山に象徴される環境・景観保全に対する関心も高まっており、環境汚染による健康や財産への被害についての市民の不安も広がっている。

環境汚染は一旦発生すると、周辺の住民に被害が及ぶだけでなく、対策に要する経費は膨大で、市民、行政に大きな負担を強いるものとなる。特に、琵琶湖を抱える滋賀県においては一層の規制の強化が必要である。

よって、滋賀県においては、県民の命と財産を守り、琵琶湖の水を守る立場に立って、土砂の搬入・流出・埋め立てを規制する条例を策定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

特定秘密保護法の撤廃を求める意見書（案）

【共産党提案】

政府与党は、特定秘密保護法案の徹底審議を求める国民の声に逆らって、12月6日国家安全保障特別委員会の質疑を強行に打ち切り、参議院本会議で特定秘密保護法を強行成立させた。

しかし、この特定秘密保護法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という日本国憲法の基本原理を根本から覆す問題点が指摘されている。

第1に、特定秘密の指定が政府の恣意的な判断で決められ、その範囲は広範で曖昧なものであり、指定期限の延長も可能であるため、時の為政者の都合で際限なく永久秘密にすることができる。このことにより、国民は何が秘密かも分からないまま処罰されることとなる。

第2に、本法の懲役10年以下という重罰によって威嚇され、適正評価の名によるプライバシー侵害と権力の監視にさらされる行為は、限られた公務員の漏えい行為だけでなく、広範な国民の日常の行為や報道機関の取材、文学や芸術にも及んでいる。こうした重罰法規は、言論・表現の自由を委縮させ、民主主義社会を土台から掘り崩すものである。

第3に、特定秘密と指定された情報は、国会への提供さえ政府の裁量に委ねられ、秘密会に提供された秘密を話すだけで重罰にかけるなど、国会の国政調査権、議員の質問権を乱暴に侵すものである。

法案の修正によってもこれらの重大な問題は解決されず、提案からわずか2カ月弱の間にも、特定秘密保護法案への反対や慎重審議を求める国民世論は増大し、成立直後には8割を超える圧倒的多数の国民の声が上がっている。

よって、国及び政府においては、このような国民の声を真摯に受け止めるとともに、指摘されている問題点を解消するためにも、特定秘密保護法を直ちに撤廃することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）

【公明提案】

我が国にはB型肝炎、C型肝炎の感染者及び患者が約 350 万人いると推定され、その大半は集団予防接種や治療時の注射針、注射筒の使い回しや輸血、血液製剤の投与等の医療行為による感染が原因とされる。こうしたことを踏まえ、平成 22 年度、感染被害の拡大を招いた国の責任と肝炎患者を救済する責務を明記した肝炎対策基本法が施行され、肝炎対策の推進に関する基本的な指針に基づき種々の肝炎対策が実施されている。

B型肝炎、C型肝炎の患者に対する医療費助成は現在肝炎治療特別促進事業により行われているが、対象となる医療がB型肝炎、C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されており、肝硬変、肝がん患者を初めとして医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上り、高額な医療費を負担せざるを得ない状況である。

また、国は特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法によって裁判を通じて補償、救済する仕組みを創設したが、カルテや明確な証明が必要なことなどから、現行法により救済される肝炎患者はごく一部にすぎない。

よって、国及び政府においては、肝炎対策基本法に基づいて下記の事項の支援策を講ずるよう強く要望する。

記

1. ウイルス性肝炎を含む肝炎医療に関する医療費助成制度を創設すること。
2. 肝疾患にかかる障害認定基準を緩和し、早急に患者の実態（特に肝硬変・肝がん患者の病態）に応じた障害者認定制度に改めること。
3. ウイルス性肝炎が原因である肝硬変・肝がん患者の治療に対する医療費助成制度及び生活支援のための制度を早期に創設すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書（案）

【公明提案】

現在、国においては、第6期介護保険事業計画を視野に、これまで個別給付として実施してきた介護予防給付について、市町村が実施している地域支援事業に段階的に移行させ、新しい地域支援事業として包括的に実施する方向で検討が進められている。

介護予防給付やこれまでの地域支援事業については、介護予防を進めるため市町村の現場で要支援者などに対する取り組みが進められている。

介護サービス受給者のうち3割程度は要支援者であり、介護予防給付は4,000億円を超える額となっており、介護予防の役割は大きくなってきている。

また、介護予防給付を担う事業所も地域の中で育ってきており、地域の大きな力となってきた。

こうした状況の中で、急激な制度変更は、現場の事業者や市町村に大きな混乱を生ずることになる。

よって、国及び政府においては、以下の項目について、十分配慮の上、特段の取り組みを図るよう強く求める。

記

1. 新たな地域支援事業の導入に当たっては、市町村の介護予防事業の機能強化の観点から、市町村の現場で適切に事業を実施できるよう手引書の作成、先進的な事例の周知、説明会や研修会を通じた丁寧な説明の実施を行うこと。
2. 特に、介護給付と合わせて事業実施を行っている事業者などに対して、円滑な事業移行ができるよう適切な取り組みを行うこと。
3. これまでの地域支援事業については事業費の上限が設定されていたが、新たな地域支援事業への移行に伴い、上限設定について適切に見直すこと。また、事業の詳細については市町村の裁量で自由に組みめるよう配慮すること。
4. 新たな地域支援事業の実施に当たっては、住民主体の地域づくりなどの基盤整備が重要であり、こうした市町村における環境整備に合わせて適切な移行期間を設けるとともに、地域のマネジメント力の強化のため必要な人材の確保等については、消費税財源を有効に活用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

企業減税等から確実な賃金引き上げを求める意見書（案）

【公明提案】

内閣府が発表した今年4～6月期のGDPの改定値は、実質で前期比0.9%増、年率換算では3.8%増となり、8月発表の速報値から大幅に上方修正した。実体経済の現状を示す数多くの指標が改善し、企業の景況感が上向いている一方で、賃金上昇を実感する国民は少なく、賃上げ要請の声が高まっている。

10月1日に決定した税制改正大綱には企業減税が盛り込まれているが、これらが賃上げなど景気浮揚に向けた動きとなるかどうかは、企業自身の判断に委ねられ、内部留保にとどまる懸念は拭えない。

また、同じく税制改正大綱の中で所得拡大促進税制の要件緩和方針が決定したが、さらなる支援策として、最低賃金の引き上げに取り組む企業への助成金である中小企業の最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）の拡充を図ることや、業界を挙げた賃金底上げの環境整備を支援する助成金（業種別中小企業団体助成金）などの拡充も検討すべきと考える。

そこで、9月に始まった政府、労働者、企業経営者の各代表による政労使会議では、賃金の引き上げが経済成長に必要不可欠との認識を労使間で共有したが、企業が賃金を引き上げしやすい環境を整えるための実行力が求められている。

アベノミクスによる景気回復の兆しから、実感が伴う景気回復を実現するためにも、減税等による業績好転から得た収益を確実に賃金上昇に反映させるための賃金の配分に関するルール作りもポイントといえる。

よって、国及び政府においては、実効的な賃上げに結び付くような施策を講じるとともに、具体的な道筋を示すことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書（案）

【公明提案】

厳しい財政状況のもと、一層本格化する少子高齢社会にあつて、社会保障の費用を安定的に確保し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を維持・強化していくために社会保障と税の一体改革関連 8 法案が昨年 8 月に成立した。それを受け、安倍総理は法律どおり明年 4 月 1 日から消費税率を 5% から 8% へ引き上げる決断をした。法律ではさらに平成 27 年 10 月には 10% へ引き上げられる予定となっている。

消費税率の引き上げは、国民の暮らし、特に中堅・低所得者層の生活に大きく影響を与えることから、8% 引き上げ段階では「簡素な給付措置」が実施される。

しかし、これはあくまでも一時的な給付措置であり、抜本的かつ恒久的な対応が求められている。食料品など生活必需品に軽減税率制度の導入を図ることは、逆進性対策としても、国民の消費税に対する理解を得るためにも必要な制度であり、各種世論調査でも約 7 割が導入を望んでいる。

与党の平成 25 年度税制改正大綱では「消費税 10% への引き上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざす」とし、「本年 12 月予定の 2014 年度与党税制改正決定時までには、関係者の理解を得た上で、結論を得るものとする」と合意されている。

よって、国及び政府においては、下記の事項について、速やかに実施することを強く求める。

記

1. 軽減税率制度の導入へ向けて、年内に結論を得るようその議論を加速し、軽減税率を適用する対象品目、中小・小規模事業者等に対する事務負担の配慮などを含めた制度設計の基本方針について、鋭意検討を進め、その実現へ向けての環境整備を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

土砂埋め立て処分の規制制度の創設を求める意見書（案）

【湖誠、公明、大志提案】

無秩序な土砂埋め立ては、土壌汚染、土砂崩れ、土砂の河川堆積等の様々な環境保全上の問題を引き起こしている。

そのため、このような問題を発生させないためには、土砂埋め立てに係る規制を行い、土砂埋め立て開始前に行政による監視、牽制を図ることが有効な手段である。このことから、本市では無秩序な土砂の埋め立て、保管、堆積行為に対して、平成 22 年 10 月「大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を制定し、土壌の汚染、土砂崩落流出等による災害の防止に努めているところであるが、近年、市内で違法埋め立てによる土砂崩落や土壌汚染の問題が相次いで発生し、現在、同条例の規制強化を予定しているところである。

一方、県内の条例制定状況をみると、滋賀県には規制条例はなく、市町は大津市を含め 3 市にとどまっている。

また、他府県の状況をみると、多くの府県で 3,000 m²以上の大規模な埋め立てを規制対象として条例を制定しており、市町村と府県の連携が図られている。

県内の河川は、その多くが琵琶湖へ通じ、そして、琵琶湖は近畿 1,450 万人の水がめでもある。その大切な琵琶湖を守るためには、まずは琵琶湖を預かる滋賀県が他府県から持ち込まれる土砂に対する考え方を明確にし、必要な規制を盛り込んだ土砂条例の制定に取り組むことが重要である。

そして、この取り組みをより有効なものとするためには、滋賀県が県内市町へ条例制定の働きかけを行い、市町と連携することが必要と考える。

よって、滋賀県においては、大切な琵琶湖を守り、県民の生活を守るため、一日も早く県外から搬入される土砂に対する考え方を明確にし、それを担保するための強力な規制制度の創設をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

雇用の安定と賃金引き上げの実現を求める意見書（案）

【共産党提案】

政府は、来年4月からの消費税増税に対応した経済対策として、大型公共事業の推進や大企業向けの復興特別法人税の前倒し廃止などを打ち出している。昨年来、大企業は軒並み高収益を上げる結果となったが、消費税増税前の駆け込み需要があったにもかかわらず、内閣府が発表した今年7～9月期の国内総生産（GDP）改定値は年率1.1%の伸びと、4～6月期に比べ大幅に後退している。賃金は一部の大企業の手当やボーナスがわずかに上がったが、基本給（所定内賃金）は上がるどころか17カ月連続で下がり続けている。最近のNHKの世論調査でも、安倍内閣の経済政策で賃金が上がると思うかという問いに、「上がる」という答えがわずか11%で、「上がらない」が半数に近い46%であった。

こうした現状は、大企業は高収益を上げるが、それは賃金には回されず、莫大な内部留保が積み上げられるのみであり、内需が減退して景気の悪循環が進むという我が国のデフレスパイラルから脱却することをますます困難にしている。政府の労働経済白書でも「国内需要の大きな割合を占める家計消費を押し下げている最大の要因は所得の低下である。……それは主に非正規雇用の増加によるもの」（2012年版）としており、景気回復のためには、安定した雇用と賃金の引き上げが不可欠となっている。

よって、国及び政府においては、賃上げを可能とする経済政策への抜本的な転換を図るよう以下の政策を進めるよう求める。

記

1. 大企業などの内部留保を賃上げに回すよう求め、実施されるまで働きかけを行うこと。
2. 中小企業への手当をしながら、国際的に低すぎる最低賃金を早急に時給1,000円以上にする事。
3. 製造業派遣や日雇い派遣を全面的に禁止するなど労働者派遣法の抜本改正で正規社員を基本とする雇用へ転換を図ること。
4. 非正規雇用への不当な差別や格差をなくし、均等待遇を図り、派遣や契約、パートなどで働く労働者の賃上げと労働条件の改善を進めること。
5. 派遣労働の拡大や正規社員の解雇規制の緩和、労働時間管理の柔軟化、「限定正社員」制度の導入など、労働の規制緩和を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。